

## 2. Tokyo District Court ruling - summary - translation

26th April 2011 Declaration Court clerk Yamamoto Satomi  
2010 toku (wa) No. 1655

### Judgment

Chonburi City	Chiba City Mihama Ward Takahama 6 - chome 18
Residence	Chiba City Mihama Ward Takahama 6 - 18 - 9
Profession	Officer of a business company

長野恭博  
Yasuhiro Nagano  
Birth of 9th September 1949

Against  
Aid for violation of Immigration Control and Refugee Recognition Act

With regard to defendant case, the court,  
Public prosecutor Mai Nakano  
My elected counsel Motosige Murakami  
Attend each attendance psychologist, to judge as follows.

#### Main sentence

The accused is sentenced to 1 year and 6 months imprisonment and a fine of 1 million yen.  
Include 170 days in the number of undetermined days of imprisonment for that imprisonment.  
When the fine can not be paid perfectly, a 5,000 yen gold will be detained on labor by the accused for a period converted into one day.  
During the course of court costs, the amount paid to interpreter Takahashi Yuran and witness Masaru Moritoku shall be borne by the accused

#### Reason

##### (Facts to be a crime)

Since it is the same as the charge of the indictment, it is omitted

##### (Evidence heading)

abridgement

##### First outline

Although the defendant does not dispute that the creation of an employment contract for each accused fact and the fact that each former offender who received the grant submitted it to the Immigration Bureau does not dispute, He said that he did not think that the defense counsel also fought willfully for the same reason and asserted not guilty because it is not aiding for assistance because there is no causal relation between the act of the accused and each of the former offenders engaged in activities other than the qualification doing.

The court recognized the facts to be a crime as indicated, so I will explain the reasons below.

##### Second causal relationship

Each principal offender is a person who was permitted to stay in "qualification for study abroad", and after graduation, his / her status of residence is not permitted with the qualification, so if any alternative status of residence can not be obtained, it will continue to Japan It was not allowed to stay. In other words, by changing the status of residence to obtain new status of residence, it became possible to stay for the first time for the first time and if it was not possible to stay, it was impossible to conduct activities outside the status of qualification in Japan It is self-evident. And the defendant made it easy to obtain permission to change the status of residence by delivering false employment contract etc, so that the defendant's acts and the activities outside the status of the individual offenders It is clear that there is a causal relationship between the actions of the accused and each non-eligibility activity of each former offender。 Defense counsel's argument is not inherent in its own opinion, there is no reason.

My comment:

The logic of law is wrong.  
Since I made it possible to live in Japan,  
A foreigner committed a crime, this logic is an insult to a foreigner.

This is the thought of the Japanese, but the UN High Commissioner for Human Rights office,  
Please point out the mistake in the logic of law and correct Japanese legal person.

The factual relation of applicable law error is described in detailed section below.  
Please correct the judicial administration which arrests, confinement and punishment for good people, due to misappropriation law.

Fact Sheet

IV. Facts of the complaintI

What is stated in causality is not a causal relationship with illegal work.  
Therefore, the factual relationships after that are assumed to be 100%, even if it is so,  
Under applicable law mistake, the following discussion is unnecessary.

### **On the third respondent's perceptions of non-qualified activities of each former offender**

Because I insist that the applicable law itself of the indictment itself is wrong,  
We will skip the rest of this.

If you need a later translation please contact me. I translate it all and send it.

平成 23 年 4 月 26 日宣告 裁判所書記官 山本聡美

平成 22 年特(わ)第 1655 号

判 決

本 籍 千葉市美浜区高浜 6 丁目 18 番

住 居 千葉市美浜区高浜 6 丁目 18 番 9 号

職 業 会社役員

長 野 恭 博

昭和 24 年 9 月 9 日生

に対する

出入国管理及び難民認定法違反幫助

被告事件につき、当裁判所は、

検 察 官 中野麻衣

私選弁護人 村上元茂

各出席の上、審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役 1 年 6 月及び罰金 100 万円に処する。

未決勾留日数中 170 日をもその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金 5000 円を 1 日に換算した  
期間被告人を労役場に留置する。

訴訟費用中、通訳人高橋世蘭及び証人森徳正純に支給した分は被告人の負  
担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、分離前相被告人ジン ジュンシュエ（金軍学、以下「ジン」という。）  
と共謀の上、

第1 中華人民共和国の国籍を有する外国人であるジャン シューホイ（張述輝、以

下「チャン」という。)が在留資格を「留学」から「人文知識・国際業務」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年3月25日から平成22年5月11日までの間、東京都中央区日本橋2丁目8番11号旭洋ビル地下1階所在の飲食店「ごはん DINING BAR ほっこり日本橋店」において、従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、平成20年11月ころ、チャンから依頼を受けて、同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、東京都千代田区九段北1丁目2番13号九段スズキビル4階所在の被告人が代表取締役を務める株式会社レフコ(以下「レフコ社」という。)事務所において、真実は、チャンがレフコ社に雇用された事実はないのに、同人がレフコ社に雇用され、プログラマー等の業務に従事するため、人文知識・国際業務への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書等を作成し、そのころ、東京都北区東田端1丁目17番1号東日本旅客鉄道株式会社田端駅構内の飲食店「ベックスコーヒーショップ田端店」において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年12月15日、同人に、東京都港区港南5丁目5番30号東京入国管理局において、在留資格変更許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成21年3月23日、同許可を得させ、

第2 中華人民共和国の国籍を有する外国人であるリン ホウリー(林厚立, 以下「リン」という。)が、在留資格を「留学」から「技術」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年4月9日から平成22年5月11日までの間、東京都渋谷区宇田川町12番7号エメラルドビル地下1階所在の飲食店「渋谷宇田川町のひもの屋」ほか2店舗において、各店従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、平成20年11月下旬ころ、リンから依頼を受けて、同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、レフコ社事務所において、真実は、同人がレフコ社に雇用された事実はないのに、同人が

レフコ社に雇用され、プログラマーの業務に従事するため、技術への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書等を作成し、そのころ、前記「ベックスコffeeショップ田端店」において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年12月26日、同人に、前記東京入国管理局において、在留資格変更許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成21年3月25日、同許可を得させ、

第3 中華人民共和国の国籍を有する外国人であるホー バオグワン（何宝光、以下「ホー」という。）が、在留資格を「留学」から「技術」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年4月27日から平成22年5月11日までの間、東京都新宿区西新宿1丁目10番1号MY新宿第2ビル所在の飲食店「新宿沼津港」ほか1店舗において、各店従業員として稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、平成20年11月下旬ころ、ホーから依頼を受けて、同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、レフコ社事務所において、真実は、同人がレフコ社に雇用された事実はないのに、同人がレフコ社に雇用され、プログラマーの業務に従事するため、技術への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書等を作成し、そのころ、東京都北区十条仲原1丁目1番2号柏木ビル402号室において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年12月24日、同人に、前記東京入国管理局において、在留資格変更許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成21年3月2日、同許可を得させ、

第4 中華人民共和国の国籍を有する外国人であるリ モン（李萌、以下「リ」という。）が、在留資格を「留学」から「人文知識・国際業務」に変更し、在留期間を更新して本邦に在留した上、法務大臣の資格外活動の許可を受けないで、平成21年3月ころから平成22年6月3日までの間、東京都中央区日本橋人形町3丁目7番14号所在の飲食店「カミヤ」ほか1店舗において、各店従業員とし

て稼働し、もって明らかに在留資格に応じた活動に属しない報酬を受ける活動を専ら行った際、平成20年11月下旬ころ、リから依頼を受けて、同人が資格外活動を行うことの情を知りながら、レフコ社事務所において、真実は、同人がレフコ社に雇用された事実はないのに、同人がレフコ社に雇用され、通訳・翻訳業務等に従事するため、人文知識・国際業務への在留資格変更を要請する旨の内容虚偽の雇用契約書等を作成し、そのころ、前記柏木ビル402号室において、同人に対し、前記内容虚偽の雇用契約書等を交付し、同年12月24日、同人に前記東京入国管理局において、在留資格変更許可申請書とともに前記内容虚偽の雇用契約書等を提出させて、平成21年3月27日、同許可を得させ、もって、チャン等4名の前記各資格外活動を容易にさせ、これを幫助した。

(証拠の標目)

以下の( )内の甲・乙の番号は、証拠等関係カード記載の検察官請求の証拠の番号を示す。

判示全部の事実について

- ・ 被告人の公判供述
- ・ 証人ジンの公判供述
- ・ 被告人の検察官調書 (乙5)、警察官調書 (乙2~4)
- ・ 長野啓子の警察官調書 (甲50)
- ・ 履歴事項全部証明書 (甲1)
- ・ 捜査報告書 (甲2, 49)
- ・ 写真撮影報告書 (甲3)
- ・ 捜査関係事項照会回答書 (甲52,56)

判示第1の事実について

- ・ チャンの検察官調書 (甲6)、警察官調書謄本 (甲4, 5)
- ・ 石黒辰也の警察官調書謄本 (甲12)
- ・ 捜査関係事項照会回答書謄本 (甲8, 10)

- ・ 外国人登録原票謄本（甲 11）

判示第 2 の事実について

- ・ リンの検察官調書（甲 16）、警察官調書謄本（甲 13～15）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 22）
- ・ 捜査関係事項照会回答書謄本（甲 18, 20）
- ・ 外国人登録原票謄本（甲 21）

判示第 3 の事実について

- ・ ホーの検察官調書（甲 26）、警察官調書謄本（甲 23～25）
- ・ イン チャンの警察官調書謄本（甲 33）
- ・ 長浜賢の警察官調書謄本（甲 34）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 27）
- ・ 捜査関係事項照会回答書謄本（甲 29, 31）
- ・ 外国人登録原票謄本（甲 32）
- ・ 写真撮影報告書謄本（甲 48）

判示第 4 の事実について

- ・ リの検察官調書（甲 39）、警察官調書謄本（甲 35～38）
- ・ 梶本博の警察官調書謄本（甲 45）
- ・ 鈴木豊瑞の警察官調書謄本（甲 46）
- ・ 捜査報告書謄本（甲 47）
- ・ 捜査関係事項照会回答書謄本（甲 41, 43）
- ・ 外国人登録原票謄本（甲 44）
- ・ 写真撮影報告書謄本（甲 48）

（事実認定の補足説明）

## 第 1 概要

被告人は、各公訴事実について、雇用契約書を作成したこと、その交付を受けた各正犯者が入国管理局にそれを提出したことは争わないが、各正犯者が資格外活動

をすることは思わなかったと述べ、弁護人も同様の理由で故意を争い、また、被告人の行為と各正犯者が資格外活動をしたことの間に関係がないから幫助に当たらないとして、無罪を主張している。

当裁判所は、判示のとおり、罪となるべき事実を認定したので、以下、その理由について説明する。

## 第2 因果関係について

各正犯者は、「留学」の資格で在留を許可されていた者で、卒業後はその資格では在留が許可されないのであるから、もし、これに代わる何らかの在留資格が得られなければ日本に引き続き滞在することは許されなかったものである。すなわち、在留資格を変更して新たな在留資格を得ることにより、初めて引き続き在留することが可能になったもので、在留できなければ、本邦で資格外活動を行うことも不可能であったのは自明である。そして被告人は内容虚偽の雇用契約書等を交付することによって、各正犯者が在留資格の変更許可を得ることを容易にしたのであるから、被告人の行為と各正犯者の資格外活動との間に因果関係があることは明白である。弁護人の主張は独自の見解というほかないものであり、理由がない。

## 第3 各正犯者の資格外活動に関する被告人の認識について

被告人は、雇用証明書等を作成したのは、本当に各正犯者を雇用するつもりであったのであり、事後の経済情勢の変化により、結果的に雇用できなかったに過ぎない、したがって、各正犯者らが資格外活動をするつもりであることは知らなかったと述べるので、この点について判断する。

### 1 前提となる事実

以下の事実については、証拠上明らかであり、被告人・弁護人もこれを争っていない。

#### (1) レフコ社と各正犯者の雇用実態

レフコ社は被告人が経営する IT 会社であるが、各正犯者は、レフコ社で一度も働いたことはなく、いずれも飲食店で働いていた。



## (2) 面接の不実施

被告人は各正犯者の雇用契約書等を作成する前に面接しなかった。

## (3) 給料支払の仮装

被告人は、各正犯者から給料相当額 25 万円に手数料を上乗せした 28 万 3000 円を予め被告人の妻長野啓子の口座に振り込ませ、約 3 万 3000 円を差し引いて、レフコ社の口座から約 25 万円を各正犯者の口座に振り込むことを毎月繰り返していた。(以下「給料支払仮装」という。)

## (4) 在職証明書の交付

チャン、リンは、本件以後もレフコ社で働いていないにもかかわらず、被告人から同人らがレフコ社に在職している旨の内容虚偽の証明書の交付を受けていた。

## 2 各正犯者の供述とその信用性

チャンは、ジンから「本当に就職するわけじゃないぞ。実際には行かないぞ。会社から偽の雇用証明書等の書類を準備してやるだけだぞ。それでビザを切り替えろ。後は好きなところで働けよ。会社の社長 (=被告人) の了解をもらっているから。」と言われた、給料支払仮装は偽の会社で雇われていることを証明するシステムである(甲 5)、ジンからも被告人からも職場の業態などについて確認されたことは一度もない(甲 6)旨供述している。

リンは、ジンに対し、「嘘の雇用契約を結んでくれる会社を紹介してくれませんか。」と頼むと、ジンは「お金を払えば紹介してあげる。」と言われ、報酬を払って嘘の雇用契約を結んだ(甲 16)、給料支払仮装の 3 万 3000 円はレフコと嘘の雇用契約を更新するための手数料で、在留資格を更新するために必要な雇用契約書や年末調整通知書をレフコからもらうために払い込み続けなければならないお金である(甲 15)、被告人から働いている先を確認されたことはない(甲 16)と供述している。

ホーはジンらから「この会社(レフコ社)で働くことはできない。実は実体がない会社なんだ。」と言われた(甲 23)、被告人から飲食店で働くとか仕事がないな

ら中国に帰りなさい等と注意されたことはない（甲 26）と述べている。

リは、在留資格変更申請前から、レフコという会社では、実際は働くことはできないということも聞かされていた（甲 35）。形だけの嘘の就職をできるよう頼んだ（甲 39）、一時金の報酬のほか、給料支払仮装の説明をされて正直言ってびっくりした。それだけのお金を支払い続けることは金銭的にとても苦しく、そんなことだったら在留資格を取ることを頼まなければよかったとも思った（甲 37）と供述している。

これらの供述については、弁護人も同意して特に信用性を争っておらず、十分に信用できるから、各正犯者は最初から、レフコ社に本当に就職できるとは思っておらず、レフコ社への就職が「形だけの嘘」と承知の上で、ジンに依頼し、報酬を支払ったことが認められる。そして、被告人は各正犯者らが在留資格を変更した後、それに適合した仕事をしているかどうか全く関心を持ったことはなかったことが認められる。

### 3 森徳正純の供述とその信用性

森徳正純（以下「森徳」という。）は、本件各正犯者以外の者の給料支払仮装に協力していた者であるが、その経緯について、検察官に対し、次のとおり供述している。（甲 53）

#### (1) 森徳の捜査段階での供述内容

平成 20 年 9 月、被告人から、「日本に残りたいが就職できない中国人をレフコで雇ったことにしている。雇ったことにしている以上、給料を払わなければいけないので、中国人から毎月入金を受け、その中から給料を支払っている。中国人から入金を受ける口座を森徳さんの口座にしてくれれば、手数料として 1 万円取っていい。中国人から一人につき 28 万 3000 円が振り込まれるので 1 万を抜いた 27 万 3000 円をレフコの口座に送金してくれ。中国人から入金を受ける口座と送金する口座は別にしてくれ。」と頼まれ、就職口が見つからない中国人が日本にいられるようにするために、被告人がレフコで雇っているという架空の雇用契約を結んでいることが

分かった。私は偽装工作をすることがよくないことであることは分かったが、目先の金欲しさから被告人の提案どおりにすることにした。そして、そのころから、中国人から入金された金のうち、一人につき1万円を差し引いた額をレフコの口座に振り込むことにより、最大で一月5万円の利益を得ていた。被告人はレフコの架空社員として入管に在留資格変更申請をさせ、在留資格を取得させることについて「違法だけど、注意程度で済む。」「逮捕はされないだろう。罰金程度で済むだろう。」などと言っていた。

## (2) 森徳供述の信用性

森徳は、当公判廷でも証言したが、前記捜査段階の供述よりも大幅に後退した供述をするに止まった。しかし、森徳は、被告人の友人であり、その証言の際には、明らかに被告人の様子を気にして顔をこわばらせるなどし、被告人の前では話しにくいと述べたものであり、被告人を庇っていることが明らかな証言態度であった。したがって、当裁判所は、公判供述より捜査段階の供述がより信用できるとして、同人の検察官調書を刑事訴訟法321条1項2号後段により採用したものである。また、上記捜査段階の供述は、前提事実によく合致する内容で、特に給料支払偽装の背景事情を無理なく説明できるものであり、その信用性は高い。これに反する公判供述は信用できない。

そうすると、被告人が本件で給料支払偽装をしていたのは、中国人らを実際に雇っているという外観を作り出すためであり、被告人は、それが違法なことであるとの認識を森徳に伝えていたことが認められる。

## 4 共犯者ジンの公判供述とその信用性

### (1) 供述内容

自分は専門学校を2007年に卒業した後、飲食店で働こうと思っていたが、レフコ社から技術の在留資格を取得した。その際の雇用契約書等は被告人が作った。このときに報酬として被告人に15万円払った。レフコ社から給料は一切もらったことはないが、もらっているようにみせかけるため、自分が働いている会社からレフ

コ社に対して請求書を送ってもらい、自分が 26 万円くらいを被告人の指定する口座に予め払込み、これを自分が働いている会社からレフコ社に払ってもらっていた。レフコ社に実際に就職して仕事するつもりはなかったし、実際したこともない。

自分のビザ（＝在留資格）を取った後、被告人から、在留資格が欲しい外国人を紹介して欲しいと頼まれた、「技術」だったら、IT の専門の卒業生だったら何人でも大丈夫だ、100 人まで大丈夫、ビザだけとってあげる、私みたいにやってもいいしという話だった。

最初に紹介したのは 2008 年の 4 月か 5 月で、唐洪光という人であった。働ける場所でもいいし、働けない場所でもいいのでビザが欲しいと言われたので、被告人に相談すると、「いいよ、偽ビザだったら、うそビザだったら、雇ってあげるよ」と言われたので、取ってあげた。偽ビザというのは、実際にレフコ社で働くのではなく、形式的にビザだけ取るという意味である。うちでは働けないとはっきり言っていた。そして、唐さんにも雇用契約書などを作ってあげた。このとき、私は唐さんから 70 万円もらい、20 万円を被告人に支払ったが、私が 50 万円もらったことは被告人は知らないと思う。

唐さんを含め、8 人の中国人を被告人に紹介し、そのうちの 4 人が起訴された分である。各正犯者については、被告人に偽ビザを欲しい人がいるんだけど、大丈夫ですかと話を持ちかけた。これらの中国人が実際に働くのではなく、ビザだけ取って自分が好きなところでアルバイトをするつもりであることは被告人も知っていたはずである。なぜなら、最初から被告人からはそういう人を紹介してくれと頼まれていたからである。実際、自分が紹介した中国人はレフコ社では働いていないが、そのことで話が違うとトラブルになったことはない。双方とも最初からそのつもりだったからだ。8 人が事前に被告人に面接されたこともない。紹介した人のうち、女性には風俗店では働かないように被告人から注意されていたので、それを伝えた。風俗店では警察が入りやすいからばれてしまうというのが理由だった。これらの人は 28 万 3000 円を被告人指定の口座に振り込んでいたが、その振込が遅れると被告

人は怒り、退職証明書を出すと言い出すので、自分は待ってくださいと言ったことがある。

自分はジャンからは 80 万か 90 万円、リンからは 70 万円、ホートリからはそれぞれ 60 万円ずつ報酬をもらった。一方、被告人に渡す報酬については、唐のときは 20 万円だったが、後に 30 万円か 40 万円に上がった。このとき、他の人も 30 万円なんだからと言われたので、自分以外にも同じように被告人に紹介している人がいるのだと理解した。また、その一人にレフコ社で会ったこともある。

捜査が進んでいることが分かると、被告人は自分に電話で様々な罪証隠滅工作を指示していた。

## (2) ジンの公判供述の信用性

ジンの公判供述は、自分を含めて 9 人の中国人が被告人に偽の雇用契約書等を作成してもらい、在留資格の変更を受けて在留期間を更新したことを極めて具体的かつ詳細に語っており、被告人が各正犯者の資格外活動を認識・認容していた事実を端的に供述している。

ジンの供述内容は、全体に前提事実とよく整合して、これを無理なく説明できる内容である上、各正犯者が実際にレフコ社で働くのではなく、在留資格の変更に伴って在留期間の更新を受けることになっていただけであるなど、各正犯者の供述とも符合しているし、違法性の認識については森徳の検察官調書と符合する。さらに、自分は被告人に黙って被告人より多い報酬を正犯者から取っていたなどと自らの悪質さを隠すことなく正直に語っており、被告人に責任を転嫁することで自己の刑責を軽減しようとする姿勢はみられない。

なお、弁護人は報酬の振込み回数について、公判供述と捜査段階の供述に齟齬があると指摘するが、ジンは、その理由について合理的な説明をしており、供述の信用性を損なうものとはいえない。

以上によれば、ジン供述の信用性は高い。

## 5 被告人供述の信用性

一方、被告人は、公判廷において、各正犯者らを本当に自社に雇い入れて、受注したシステム構築のプロジェクトをやらせるつもりだったが、リーマンショックで突然その話がなくなり、雇うのをやめなければならなかった等と述べるが、他の証拠に全く合致しない上、核心部分で全く具体性がなく、不自然極まりない内容である。

被告人は、給料支払仮装について、実際に支払を受けている給料よりも多くの給料が支払われているように見せかけることで、各正犯者がその後給料のより高い就職先を探すことを可能にするためであったなどと弁解し、弁護人も被告人が各正犯者らに雇用証明書等を手交したのが平成 20 年秋であるのに、給料支払仮装を開始したのは平成 21 年春からであることは被告人の供述を裏付けているなどと主張している。

しかし、給料支払仮装の開始時期については、そもそも被告人の作成した雇用契約書で雇用期間が平成 21 年 4 月からとなっているのであるから、それ以後に開始されたのは当然である。そして、飲食店従業員にすぎない各正犯者らに被告人の供述するような必要性があるはずもないし、給料支払仮装はやむなく振り込んでいた旨を述べる各正犯者らの供述に比して、被告人の弁解は不合理というほかない。

なお、被告人は捜査段階では自白していたものである。公判では捜査官に迎合して虚偽の自白をした旨述べるが、その説明は不自然不合理な内容である一方、捜査段階の自白は、既に述べた他の証拠関係と合致しており、十分信用できる。

以上によれば、被告人の公判供述は、到底信用できない。

## 6 まとめ

以上のとおり、被告人は、実際には各正犯者にレフコ社で働くのではなく、高い手数料をとって被告人から交付した内容虚偽の雇用契約書等を使って在留資格の変更を伴う在留期間の更新を受けさせ、その後もさらに毎月 3 万 3000 円の手数料を被告人に支払わせることにより、内容虚偽の在職証明書等を交付していたことが認

められる。そして、各正犯者らがこのように多額の費用をかけて、雇用契約書等を入手していたのは、正規の手続では入手できる見込みがないからであり、さらに定期的に被告人に手数料を払ってまで在職証明書等を取得していたのは、その後も正規の手続では入手できなかったからであるから、これらの事実は各正犯者らに変更申請した資格どおりの仕事をする見込みがなく、かつ、その後もしていなかったことを示すものである。加えて、その間に被告人は各正犯者らが資格どおりの仕事をしているかどうか関心を持ったことはなかったのである。

以上によれば、被告人が自己の行為によって資格外活動を容易にすることを認識していたことは明白である。

よって、罪となるべき事実を判示のとおり、認定した。

(法令の適用)

被告人の判示各所為はいずれも刑法 60 条、62 条 1 項、出入国管理及び難民認定法 70 条 1 項 4 号、19 条 1 項 1 号に該当するので、各所定刑中判示各罪について懲役刑及び罰金刑をそれぞれ選択し、判示の各罪は従犯であるからいずれも刑法 63 条、68 条 3 号、4 号により法律上の減軽をし、以上は同法 45 条前段の併合罪であるから、懲役刑については同法 47 条本文、10 条により犯情の最も重い判示第 4 の罪の刑に法定の加重をし、罰金刑については同法 48 条 2 項により判示各罪の罰金の多額を合計し、その刑期及び金額の範囲内で被告人を懲役 1 年 6 月及び罰金 100 万円に処し、同法 21 条を適用して未決勾留日数中 170 日をもその懲役刑に算入し、その罰金を完納することができないときは、同法 18 条により金 5000 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置し、訴訟費用中、通訳人高橋世蘭及び証人森徳正純に支給した分は、刑事訴訟法 181 条 1 項本文によりこれを被告人に負担させることとする。

(量刑の理由)

本件は、出入国管理及び難民認定法違反幫助の事案である。

被告人は、金欲しさから、共犯者のジンと共に、4 人の中国人が在留資格を変更

できるようにレフコ社との虚偽の契約を結ばせるなどした上、報酬と引き替えに虚偽の文書を作成してこれらの者に在留資格を得させていた。被告人らは文書交付時に多額の一時金を要求したほか、毎月、レフコ社から給料が支払われている外観を作り出すため、いったん中国人らにレフコ社の口座に 28 万 3000 円を振り込ませ、逆にレフコ社から中国人らに約 25 万円を支払っていたものである。日本に残って仕事をしたいが仕事はない中国人らの弱みにつけ込み、これらの者を搾取する利欲的で卑劣極まりない犯行であり、容易に発覚しにくい巧妙な犯行でもある。

これらの一連の犯行で被告人はジンを使って卒業後就職が決まらず、在留資格変更の見込みの立たない中国人を集めさせていたが、ジン以外にも同様の立場にあった者の存在がうかがわれるところである。内容虚偽の雇用契約書等を中国人らに与えて在留資格を変更させるという犯罪システムを考え出したのは被告人であること、内容虚偽の文書を作成するという本件の核心部分は被告人が担当していたこと、犯行に当たって用意する文書などについては被告人がジンに指示していたこと、給料支払仮装のスキームは、妻や知人を巻き込んで被告人が主導したものであり、これによる差額は消費税を除いて被告人と被告人妻とで分配し、レフコ社の主な収入源となっていたことにかんがみると、被告人は虚偽の雇用契約書等を作成するなどして不法就労を幫助する違法なビジネスを営んでいたともいうことができ、本件各犯行の首謀者と評価できる。そして、被告人は犯行後も共犯者ジンに口裏合わせを指示するなどして罪証隠滅を図り、公判に至っても不合理な弁解を弄し、自らレフコ社の資料を廃棄するなどして罪証隠滅をしておきながら、警察官が注意をしなかったなどと責任転嫁している。このような応訴態度にはそれに見合った評価が必要である。以上によれば、被告人の刑責は重い。

そうすると、ジンが各正犯者からの報酬の一時金については被告人に黙って被告人より多い額を取っていたこと、被告人には前科前歴はないことなど被告人のために酌むべき事情を考慮しても、被告人に対しては、実刑をもって臨むほかない。

よって、主文のとおり判決する。



(求刑) 懲役1年6月, 罰金100万円

平成23年4月26日

東京地方裁判所刑事第3部

裁判官

岡部 豪

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 山本 聡美

